

令和 7 年度 和光市国民健康保険集団健診（ドック） 業務委託仕様書

1 和光市国民健康保険集団健診の概要

（１）業務委託名

和光市国民健康保険集団健診（ドック）（以下「国保集団健診」という。）

（２）目的

国民健康保険制度は、平成 30 年度に都道府県単位の運営となる制度改正が行われ、市は保険者機能を推進し、医療費適正化や保健事業の充実に係る施策の積極的展開を求められている。市では、和光市国民健康保険ヘルスプランとして、和光市国民健康保険事業計画、和光市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び和光市特定健診等実施計画の 3 計画を包括的に策定し、国保医療費や疾病状況を分析し今後の医療費の推計や、適正給付につなげるための取組や効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っている。

和光市国民健康保険ヘルスプランに基づく同事業は、特定健診とがん検診等と組み合わせた総合的かつ受診利便性を高めた内容による特定健診及びがん検診の受診率の向上、並びに特定保健指導分割実施による早い段階での生活習慣改善の主体的な取組等メタボリックシンドロームの予防・改善を図るものである。

（３）健診実施日・定員・健診会場

健診実施日案（別紙 1 参照）は、次のア・イのとおりとし、受付時間は 8:00～12:00 とする。各日程の定員は、160 名とする。健診会場は和光市健康増進センターとする。

ア 7 月実施分

7 月 16 日（水）

7 月 17 日（木）

7 月 18 日（金）

7 月 19 日（土）

7 月 22 日（火）

7 月 23 日（水）

イ 12 月実施分

12 月 5 日（金）

12 月 6 日（土）

12月8日（月）

12月9日（火）

（４）健（検）診項目・対象者

ア 健（検）診項目

健（検）診項目は下記（ア）～（ケ）とする。各健（検）診の測定内容の詳細は、別紙2を参照すること。

（ア）和光市国民健康保険特定健康診査（以下「国保特定健診」という。）※

（イ）肺がん検診※

（ウ）大腸がん検診※

（エ）胃がん検診

（オ）前立腺がん検診

（カ）乳がん検診

（キ）子宮頸がん検診

（ク）肝炎ウイルス検診

（ケ）風しん抗体検査（風しんの追加的対策の実施期間が延長となった場合のみ実施）

※国保集団健診では、上記（ア）～（ウ）の健（検）診項目の受診を原則必須とする。

イ 対象者

各健（検）診の対象者については、別紙3を参照すること。また、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」（以下「がんクーポン券事業」という。）の対象者は別紙4、「和光市国保特定健診40歳代自己負担金無料クーポン券事業」（以下「40代クーポン券事業」という。）は別紙5を参照すること。

2 委託する業務の内容

（１）健診事務全般

ア データ作成・管理業務

予約者名簿、健（検）診結果一覧表等を市が指定する内容でデータ作成（Microsoft Excel等）し、市が指定する日時に提出すること。作成予定データについては、表1を参照すること。CSVデータについては、必ず文字コードがUnicode対応のものとする。

表 1

健診実施前	予約者名簿（Excelデータ）
健診実施後	健（検）診結果一覧表の電子媒体（Excelデータ）
	健（検）診結果一覧表の電子媒体（市指定のCSV形式データ）

	個人別健（検）診結果通知票のコピー（紙媒体A4版）
	受付名簿
	検便、喀痰の後日回収者名簿
	事業報告書
	国保特定健診医療健診の受診券の提出がない者の名簿（Excel データ）
	国保特定健診の電子媒体（XMLデータ）
	その他市が指定するデータ 等

※データ作成にあたっての備考

- ・対象者確認後、市にて受診券番号を記載し、受託者へ報告する。
- ・心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査（eGFR 含む）、貧血検査について、特定健診の詳細な健診に該当する場合には、詳細な健診として実施した旨を医師の診断等に必ず記載する。
- ・市データを保管する国保連合会の特定健診等データ管理システムでは、心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査（eGFR 含む）、貧血検査については、①詳細な健診と、②任意追加健診の2つの項目区分で保管する。そのため、XML作成の際には、医師が必要と認めた検査の場合のみ①詳細な健診の項目区分に入力されるようにし、その他の場合は②任意追加項目に入力されるようXMLを作成する。なお、健診前に市から受理する国保連合会提出用契約マスタ（健診項目・費用等を記載）フォーマットを作成し、市に提出する。
- ・国保特定健診の電子媒体（XMLデータ）については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づくXML形式で作成する。XMLデータについては誤りのないよう、外部委託を含め十分注意のうえ作成する。
- ・データ作成後、誤りがないかダブルチェック等確認する体制を構築し、データの正確性を確保するものとする。

イ 帳票作成業務

健（検）診前及び健（検）診後に必要とする帳票類（問診票、予約票、健診案内冊子、封筒、結果票、アンケート等）をすべて作成すること。必要な文書については、市とやりとりのうえ決定し、校正まで行うこと。

ウ 封入・発送業務

予約票等受診に必要な帳票類は、実施日の1週間前までに受診予定者の手元に届くよう、市が指定した期日に原則和光郵便局から発送すること。

結果返却説明会の来所がなかった方の健（検）診結果は、市の指定した日付にて和光

郵便局より普通郵便にて発送すること。

(2) 健（検）診当日の管理運営

ア 実施体制

健（検）診当日は、(ア)～(セ)の業務についてスタッフを配置すること。スタッフの人数については、効率的な運用にて健（検）診を円滑に進められる配置とし、市と協議のうえ決定する。健（検）診終了後は各受診者数等を集計し事業報告書を提出すること。

(ア) 受付・健診の説明・誘導・最終確認

(イ) 会計（自己負担額受理、領収書発行等）

(ウ) 問診・腹囲測定等

(エ) 血圧測定・採血（看護師等の専門職）

(オ) 尿検査（検査技師）

(カ) 心電図検査（検査技師）

(キ) 眼底検査（検査技師）

(ク) 診察（医師・看護師等の専門職）

(ケ) 保健指導（特定保健指導分割実施等）（保健師、管理栄養士等）※1

(コ) 胃がん検診（検査技師）

(サ) 肺がん検診（検査技師）

(シ) 乳がん検診（検査技師）※2

(ス) 子宮頸がん検診（医師、看護師）※2

(セ) 健（検）診実施責任者

※1 (ケ)に従事する専門職は、3名以上配置すること

※2 乳がん検診・子宮頸がん検診の検査技師・看護師・医師は女性とする。

※3 健（検）診が円滑に実施できるよう、健（検）診日前日に会場設営を行うこと。

イ 受付業務

全ての健（検）診について、本人確認書類や受診券等の提示をうけ、健（検）診受診条件に該当しているか確認のうえ、自己負担額を徴収し、領収書を発行すること。「40代クーポン券事業」及び「がんクーポン券事業」対象者の場合は、無料クーポン券を回収すること。

体調不良等の事情により、予約した検診が実施できなかった場合は、該当する検査項目に関する自己負担額は徴収しないものとする。キャンセルの理由については、事業報告書で報告すること。

ウ 国保特定健診

(ア) 特定健診・特定保健指導の実施について

『高齢者の医療の確保に関する法律』(昭和 57 年法律第 80 号)『特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準』(平成 19 年厚生労働省令第 157 号)『特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き』、『標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)』等(改正内容を含む)に基づき実施すること。実施の詳細は「健診時の保健指導(特定保健指導分割実施及び継続支援を含む)」(別紙7)を参照すること。

また、下記の日標達成(表2)を主眼に置き、業務を実施すること。

表2 第4期特定健診等実施計画における日標値(令和7年度)

ア 特定健診受診率	対象者総数中の48%
イ 特定保健指導終了率	動機付け支援及び積極的支援総数中の70%
ウ 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	令和7年度集団健診における特定保健指導参加者数(分割・通常)の10% (令和7年度集団健診における特定保健指導参加者のうち、令和7年度の特定保健指導終了時に判定したBMIが25未満、または腹囲が男性は85cm未満、女性は90cm未満となった方の割合を指す)

(イ) 健診当日の特定保健指導分割実施について

健診当日の特定保健指導実施は、健診の流れの一部として保健指導を取り込むことにより実施数増加が見込まれることから、集団健診当日に特定保健指導を分割実施した場合の日標値は下記(表3)のとおりとすること。

表3 健診当日の特定保健指導の実施率

特定保健指導実施率	当該年度の集団健診での動機付け支援及び積極的支援総数中の70%以上 (健診当日に特定保健指導分割実施をしたが、当該年度の健診結果で特定保健指導対象外となった人を除く)
-----------	--

エ 各がん検診

(ア) 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(改正内容を含む)、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」等に基づき実施すること。子宮頸がん検診のHPV検査については、別紙8を参照すること。

- (イ) 肺がん・胃がん・乳がん検診の二重読影を行った医師、子宮頸がん検診の細胞検査技師・細胞診断医名を結果票に明記すること。
- (ウ) 該当がんの治療中や経過観察中等のがん検診対象外者が問診の段階で申告した場合は、検診を中止すること。その際には、本人が対象外であることをわかりやすく説明し、理解及び納得してもらうよう対応すること。
- (エ) 検診日当日に大腸がん検診の検体を提出できなかった者、肺がん検診の問診結果により喀痰検査の対象となった者については、後日回収日を設定し、市に来庁のうえ検体回収を行うこと。各健(検)診最終日には後日回収者名簿と検体回収用保冷バッグ等を市に提出すること。また、後日回収分の検査結果を含めて、結果通知票を作成すること。
- (オ) 問診等で聴取した内容については、検診結果に記載する等して反映させること。

オ 風しん抗体検査(風しんの追加的対策の実施期間が延長となった場合のみ実施)

風しんに関する追加的対策骨子(平成30年12月13日付け厚生労働省通知(改正内容を含む))に基づき集合契約による実施とし、同契約とりまとめ機関に事前に委任状を提出し、検査キットの確保等実施体制を整備のうえ実施する。実施にあたっては、厚生労働省健康局公表の「風しんの追加的対策」の資料(健診機関、医療機関向け手引き(改正内容を含む))を参照のこと。

(3) 結果説明会業務

結果説明会では、健(検)診結果の返却の他、小グループ指導、個別相談希望者へのヘルスアップ相談、特定保健指導(初回面接2回目)を実施すること。

結果返却を行う際は、健(検)診受診時に配布した健診結果説明会案内及び本人確認書類等により、対象者確認をしたうえで、国保集団健診の結果を手渡しにて返却すること。

終了後は事業報告書を提出すること。書式に関しては市と協議の上決定したものを使用すること。

ア 実施日程・会場

健診結果説明会は下記のとおりとすること。各日ともに、受付時間は9:30~11:30とする。会場は和光市健康増進センターとする。

(ア) 7月国保集団健診結果説明会 8月下旬に2日間

(イ) 12月国保集団健診結果説明会 令和8年1月中旬に1日間

イ 実施体制

結果説明会当日のスタッフの人数については、効率的な運用にて結果説明会・ヘルスアップ相談を円滑に勧められる配置とし、市と協議のうえ決定する。ただし、(イ)~(オ)の業務

については以下の基準以上のスタッフを配置することとする。

(ア) 受付・誘導

(イ) 小グループ指導

講義形式での指導経験を有する保健師 2 名以上

(ウ) ヘルスアップ相談

個別形式の指導経験を有する保健師 7 名以上、管理栄養士 2 名以上

(エ) 特定保健指導

特定保健指導の実施が可能な専門職（保健師、管理栄養士） 2 名以上

(オ) 骨密度測定検査

臨床検査技師等の医療職を 1 名含むスタッフ 2 名以上

※（オ）については、市が準備する測定機器を使用する。

ウ 結果説明会前準備（市への提出物）

健診結果説明会前の週末までに、以下（ア）～（オ）を作成し市に提出すること。健（検）診結果のデータ化にあたっては、市が指定する様式に併せてデータを正確に作成し、納品するものとする。

（ア）個人別健（検）診結果通知票のコピー（A4 版）

（イ）健診結果一覧表電子データ（Excel データ）

（ウ）健（検）診結果一覧表の電子データ（市指定の CSV 形式データ）

（エ）国保特定健診医療健診の受診券の提出がない者の名簿

※対象者確認後、市にて受診券番号を記載し、受託者へ報告する

（オ）国保特定健診の電子媒体（XML データ）

エ 未来所者への対応について

健診結果説明会未来所者の健（検）診結果票は、結果説明会から1週間は市で預かり、希望者には本人確認書類等による本人確認後、手渡しにて配布する。1週間以降は受託者が市へ来庁し健（検）診結果票を回収し、未来所者分の健（検）診結果票を和光郵便局から普通郵便にて郵送すること。健（検）診結果票を配布または郵送にて返却した記載のある名簿は、結果返却郵送当日にコピーをとり、原本提出のうえ報告すること。

オ 早急な精密検査や治療が必要と判断された場合の対応について

各がん検診において、受託者の検診医が、検査結果から早急な精密検査や治療が必要と判断された場合には、すみやかに市に電話連絡のうえ、該当者のリスト、該当者に配布する紹介状、検診結果ならびにがん検診の場合にはレントゲン撮影結果（CD-R）を市へ提出すること。

3 提出物

(1) 検診実施前に提出するもの

- ア がん検診精度管理チェックリスト
- イ 乳がん検診に係る読影医、撮影診療放射線技師リスト
- ウ 個人情報保護取扱特記事項に係る届出

(2) 請求書と同時に提出するもの

結果郵送後すみやかにア～ウの書類を添付して遅延なく請求すること。なお、請求する際は、各種健（検）診、健（検）診前後の業務、結果返却業務委託料等の内容を実施月ごとにまとめ、請求すること。請求書様式については、市が指示する。

- ア 請求根拠となる受診項目・健（検）診実施日別のクロス集計表
- イ スタッフ従事者名簿
- ウ 後納郵便利用明細

※国保特定健診受診料については、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムへのXMLデータ取込が完了後に市に直接請求すること。

(3) その他の費用の請求・支払いについて（風しんの追加的対策の実施期間が延長となった場合のみ実施）

風しん抗体検査の費用は、風しんの追加的対策に係る集合契約のスキームに則って請求すること。

4 その他

(1) 個人情報の取り扱いについて

- ア 受託者は個人情報の保護に関する法律及び個人情報特記事項（別紙6）を遵守すること。
- イ 受託者は、健（検）診データをネットワークに接続していないパソコンでを使用して作成し、電子媒体等に保存し、施錠可能な場所で保管すること。
- ウ 健（検）診結果の実績等の分析にデータを使用する必要がある場合は、個人が特定されない処理をして使用すること。

(2) 健診受診者への結果の再発行・CD-Rのお渡しについて

受託者が保有する健診結果について、健診受診者から再発行依頼やCD-Rの提供依頼があった場合の対応については、市民の負担が最小限になるように、市と協議の上決定すること。

(3) 新興感染症及び自然災害等への対応

次に掲げる場合に該当するときは、市と受託者が協議のうえ、実施日程等を変更または実施を中止するものとする。

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出等国や県による事業実施の自粛要請があったとき。

イ 自然災害(台風・地震等)及びその他の状況により、健(検)診を実施することが適当でないと市が認めるとき。

(4) 実施の配慮

健(検)診実施にあたっては、下記ア～キを遵守すること。

ア 受診者のプライバシーに十分配慮して実施すること。

イ 受診時、受診者の移動の順序を明確にし、表示や案内係を配置、受診者が受診の流れを理解できるように説明する等、円滑かつ快適に受診できるようにすること。

ウ 受診者の待ち時間を少なくするよう努力すること。やむを得ず、待ち時間が生じる場合は、受診者が不快を感じないよう環境に配慮すること。

エ 検査着を使用する場合は、洗濯(クリーニング)してある衣類を受診者数分用意すること。
また、ブーツ等靴の着脱が困難な対象者のためにスリッパを用意すること。

オ 会場設営、検診に必要な物品等は原則としてすべて用意すること。

カ 毎日健(検)診終了後は、使用施設の清掃・消毒及び窓等施錠の確認を行うこと。

キ 不測の事態が発生した場合には、市担当者と協議し対応を決定すること。

(5) その他留意事項

ア 健(検)診実施場所の準備及び撤収については、施設の開錠や施錠を含め受託者が全て行う。準備は健(検)診日当日の受付時間前30分までに完了し、受付時間前に受診者が来庁した場合等、待合案内を行う等誠意を持って対応するものとする。

イ 施設の鍵及び施設利用許可証等必要物品については、市が事前に受託者に貸与するため、使用及び保管等取り扱いは健(検)診実施責任者が厳重に注意する。健(検)診準備については、実施施設等の状況が許す場合には、市の許可を得て健(検)診日前の準備を行うことができる。撤収については、施設を使用する前の現状のレイアウトに復帰し、電源や窓の施錠等をきちんと確認したうえで、市の担当者に報告する。会場の鍵の保管、開場等については別紙11のとおり厳重に管理及び実施する。

ウ 健(検)診関係書類を契約期間終了後においても5年間は保存すること。ただし問診票、アンケート、各種クーポン券については、原本を市の指定する方法で納品する。

エ 実施に関する詳細な内容については、あらかじめ市と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑問が生じたときは、必ず市の指示を受けて実施すること。